

阿蘇草原再生協議会の取組

1 再生内容

二次的草原の再生

阿蘇の草原の維持、保全及び再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成17年12月に組織化し、現在の構成員数132。

個人(専門家を含む)46、団体71、関係地方公共団体13、関係行政機関2

3 自然再生全体構想

平成19年3月に作成。

○自然再生の対象区域

熊本県阿蘇市及び阿蘇郡(南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村)内の草原及びその周辺とし、過去に草原であった場所も含む。

○自然再生の目標

草原の恵みを持続的に活かせる仕組みを現代に合わせて創り出し、かけがえのない阿蘇の草原を未来に引き継ぐことを目指す。

地域内外の様々な人々の連携と参加により、①美しく豊かな草原の再生、②野草資源でうるおう農畜産業の再生、③草原に囲まれて人々が生き生きと暮らす地域社会の再生の3つの目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

○阿蘇草原自然再生事業野草地保全・再生事業実施計画

(平成21年3月作成、実施者：環境省九州地方環境事務所)

平成21年度から5年程度を目標に、牧野組合ごとに野草地環境保全計画を策定するとともに、牧野管理省力化事業を実施。

牧野管理省力化事業については、策定された野草地環境保全計画にもとづき、①作業道整備、②小規模樹林除去、③牛の採食行動を活用した防火帯設置工事、④野焼き再開支援事業等を計画。

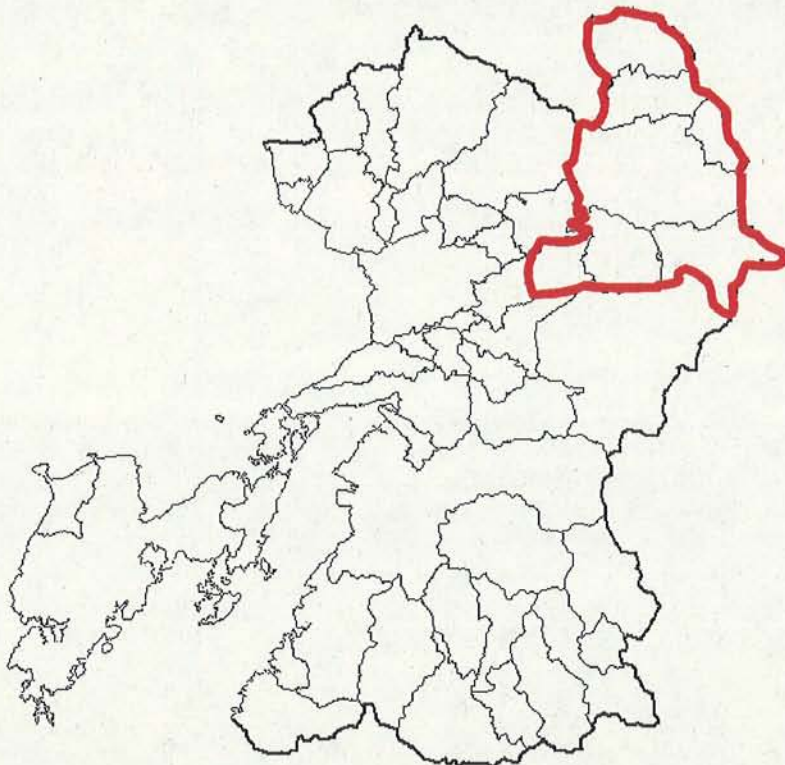
【進捗状況】

平成20年度末までに11牧野組合において野草地環境保全計画を策定。

輪地切り省力化のための環境整備として、草原内の「小規模点在樹林地の除去」による輪地延長の短縮事業、防火帯を兼ねた簡易な管理作業道設置事業などを実施。

輪地切り及び野焼き支援として、ボランティアを派遣し、草原内の維持保全事業を実施。また、野焼きが中止された箇所野焼きを再開し、野草地への再生を図る事業を実施。これまでに2箇所76haで野焼きを再開。

阿蘇草原再生協議会



自然再生の対象となる区域（全体構想より）

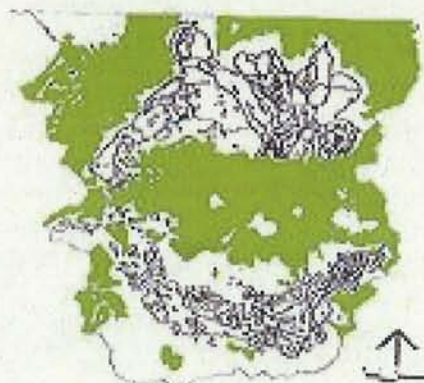


野焼きによる草原の維持

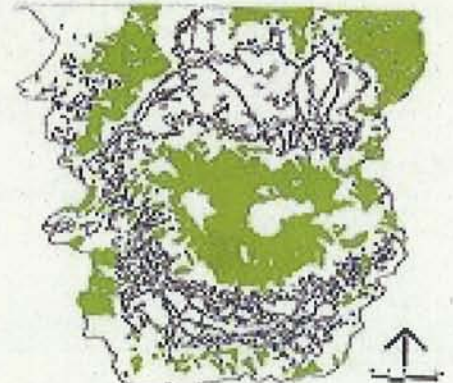
阿蘇の草原面積の変遷
(国土地理院発行地形図より判読)



明治大正期



昭和20年代



現代

草原面積が大幅に減少 ※緑色部分が草原



高齢化等により 輪地切り作業等の管理が困難になった
(ボランティアの導入、輪地切りの省力化)



野焼き作業の休止により、草原から低木林化しつつある
(火入れによる再草原化)



草原性の希少種であるハナシノブ（絶滅危惧ⅠA類）の生息環境が悪化
(採草管理による生息環境の保全)

石西礁湖自然再生協議会の取組

1 再生内容

サンゴ群集の再生

優れたサンゴ礁の保全に加え、赤土流出などの陸域からの環境負荷の低減等を通じて、サンゴ礁生態系の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成18年2月に組織化し、現在の構成員数80。

個人(専門家を含む)27、団体27、関係地方公共団体21、関係行政機関5

3 自然再生全体構想

平成19年9月に作成。

○自然再生の対象区域

重要な区域(石西礁湖)と関連する区域(石垣島・西表島周辺海域)の両区域。

○自然再生の目標

短期目標(達成期間10年)と長期目標(達成期間30年)を定めてサンゴ礁生態系の再生を目指す。

短期目標：サンゴ礁生態系の回復のきざしが見られるようにする。そのために環境負荷を積極的に軽減する。

長期目標：人と自然との健全な関わりを実現し、1972年の国立公園指定当時の豊かなサンゴ礁の姿を取り戻す。

4 自然再生事業実施計画

○石西礁湖自然再生事業 環境省事業実施計画

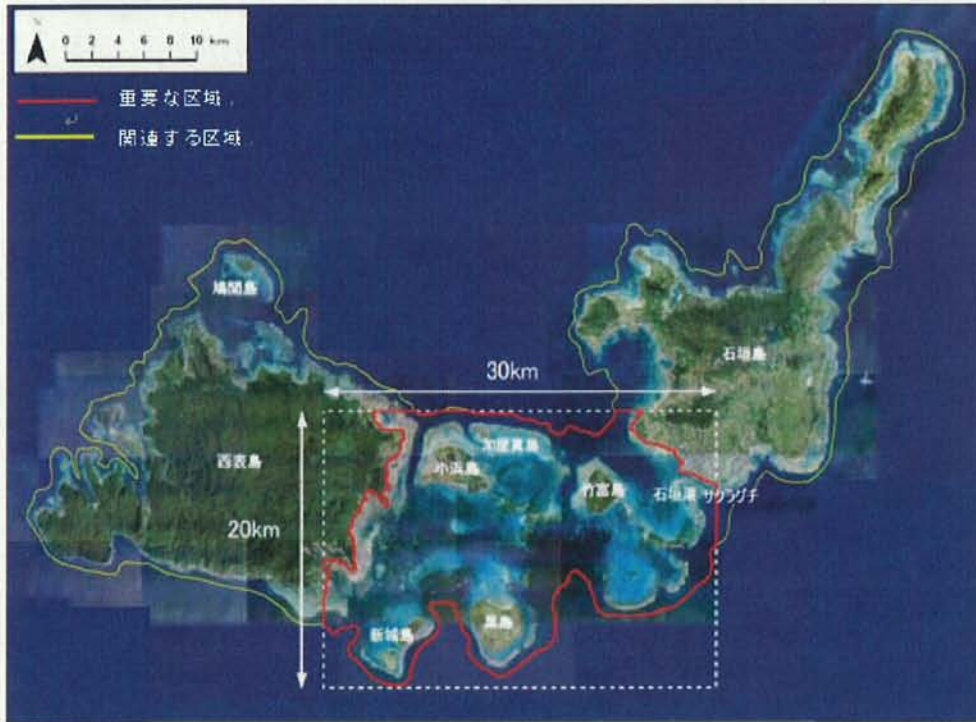
(平成20年6月作成、実施者：環境省那覇自然環境事務所)

全体構想の対象区域において、①モニタリング調査、②サンゴ群集修復事業、③オニヒトデ駆除事業、④評価手法の確立、⑤赤土流出防止等陸域対策との連携、⑥利用に関する負荷対策との連携、⑦意識の向上・広報啓発を実施。

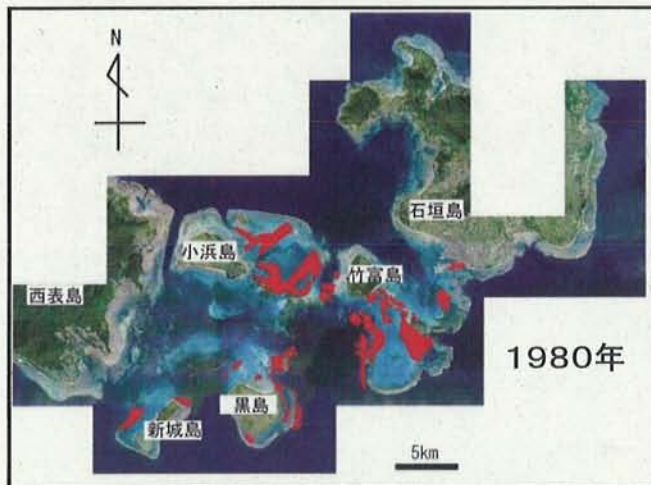
【進捗状況】

サンゴ群集の修復のため、「幼生定着基盤の設置」を延べ36地点で実施(着床具の設置総個数は約28万個、移植数は約1.2万個)。また、モニタリング調査、オニヒトデ駆除、陸域からの負荷の影響把握調査及びサンゴに関する環境学習等を実施。

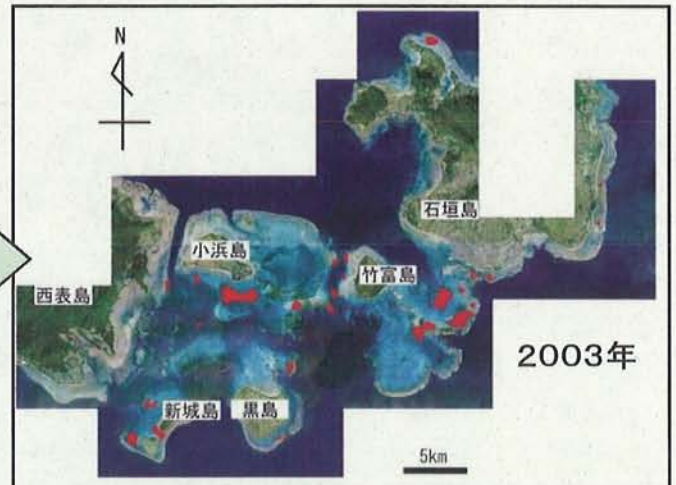
せきせいしょうこ
石西礁湖自然再生協議会



自然再生の対象となる区域(全体構想より)



石西礁湖のサンゴの衰退



※図中の赤地域:枝状ミドリイシ高被度地



オニヒトデの大量発生による食害



海水温の上昇に起因する白化現象



赤土流出等、陸域からの環境負荷

たつくし
竜串自然再生協議会の取組

1 再生内容

サンゴ群集の再生

海底に堆積した泥土除去のほか、森林や河川からの土砂流出や生活排水など流域からの環境負荷への対策を通じて、サンゴ群集の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成18年9月に組織化し、現在の構成員数69。

個人(専門家を含む)24、団体17、関係地方公共団体22、関係行政機関6

3 自然再生全体構想

平成20年3月に作成。

○自然再生の対象区域

対象区域(竜串湾全域320ha)と関連する区域(三崎川～宗呂川流域)の両区域。

○自然再生の目標

竜串湾内に本来生息しているイシサンゴ類をはじめとする多くの生き物が健全な状態で生き続けていける環境を取り戻すことを目指す。

①沿岸生態系の保全と再生(対象区域及び関連区域)、②自然と共生した活力ある地域づくり(地域社会)の2つの個別目標を設定。

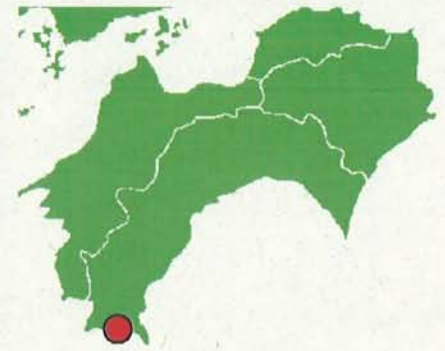
4 自然再生事業実施計画

検討中。

【進捗状況】

実施計画の作成に向け、泥土堆積の著しい区域において、海底堆積土砂の除去実証試験を実施(約1.39ha)。また、サンゴ保全に資するため海域の水質等の調査・モニタリングを実施しているところ。

たつくし
竜串自然再生協議会



対象区域(海域)
320ha

関連区域(陸域)
7,780ha

自然再生の対象となる地域(全体構想より: 8,100ha)



下層植生が発達していない
ヒノキ林地の林床(西の川流域)
(間伐等の森林整備を検討)



植生の回復が見られない崩壊地
(西の川流域)
(治山による植生復元を検討)



降雨時の西の川と三崎川の合
流点の状況
(左: 西の川、右: 三崎川本川)



衰退したサンゴ群集



海底に堆積した泥土
(吸引による泥土の除去を検討)

中海自然再生協議会の取組

1 再生内容

湖沼環境の保全・再生

湖の富栄養化や水質の悪化、開発による湖形状の改変、アマモ場の消滅、水産資源の減少など、失われた中海全域の自然環境の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成19年6月に民間団体「自然再生センター」の呼びかけにより組織化し、現在の構成員数64。

個人(専門家を含む)47、団体4、関係地方公共団体9、関係行政機関4

3 自然再生全体構想

平成20年11月に作成。

○自然再生の対象区域

境水道を含む中海本体(86.8km²)と大橋川を除く中海に直接流入する河川の全集水域(595km²)。

流域には、島根県松江市、安来市、東出雲町、鳥取県米子市、境港市を含む。

○自然再生の目標

「よみがえれ、豊かで遊べるきれいな中海」を合い言葉に、昭和20年代後半から30年代前半の豊かな汽水湖の環境と生態系、そして心に潤いをもたらすきれいな自然を取り戻し、かつての中海の自然環境や資源循環の再構築を目指す。

4 自然再生事業実施計画

検討中。

【進捗状況】

実施計画の作成に向け、飯梨川河川敷の親水性の向上と牧草地化による維持管理、中海浚渫窪地の環境修復、アマモの再生などに取り組んでいるところ。



自然再生の対象となる区域（全体構想より）



39

伊豆沼・内沼自然再生協議会の取組

1 再生内容

湖沼環境の保全・再生

ラムサール条約湿地である伊豆沼・内沼（登米市・栗原市）は、国際的にも重要な渡り鳥の飛来地であり、地域の人々の生活と密接に関わりながら保全されてきた。

しかし近年、水鳥の飛来種が単純化してきていることや、オオクチバス（ブラックバス）など外来魚による被害が増加していること、水生植物群落に変化が生じていること及び依然として水質改善が図られないことなどが問題となっている。

このため、豊かな水生植物群落の復元と、多様な水鳥・在来魚等が生息していた頃の湿地環境の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成20年9月に組織化し、現在の構成員数39。

個人（専門家を含む）12、団体17、関係地方公共団体7、関係行政機関3

3 自然再生全体構想

検討中。

いずぬま・うちぬま
伊豆沼・内沼自然再生協議会



自然再生の対象となる区域
(全体構想案より)

伊豆沼・内沼の全景



落雁の風景



水生植物の植生管理

冬季に枯れた植物体を回収し、減少している抽水、沈水植物等の拡大を助長



抽水・沈水植物の育成・移植

底泥をシードバンクとして活用し、回復が遅れているマコモ等の抽水植物、マツモ等の沈水植物、ヒルムシロ等の浮葉植物を育成



在来魚類・貝類の増殖・放流

オオクチバス等の食害により減少したゼニタナゴ等の在来淡水魚、イシガイ等の貝類を増殖し、沼に放流

久保川イーハトーブ自然再生協議会の取組

1 再生内容

水辺及び里地里山の保全再生

ため池等での外来動植物対策、管理放棄が進む雑木林や水辺の適切な管理等を通じて、生物多様性の保全再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成21年5月に民間団体「久保川イーハトーブ自然再生研究所」の呼びかけにより組織化し、現在の構成員数25。

個人(専門家を含む)15、団体7、関係地方公共団体2、関係行政機関1

3 自然再生全体構想

平成21年5月に作成。

○自然再生の対象区域

久保川流域の羽根橋から上流の立石地域。

宗教法人知勝院所有地、岩手県及び一関市が管理する久保川(支流栃倉川も含む)以外の地域については、所有者の利用を妨げない範囲での事業実施とする。

○自然再生の目標

当該地域の里地里山に残された生物多様性やそれを支える人の営みを適切に評価するとともに、生物多様性を脅かしている要因を科学的なモニタリングと検討に基づき取り除くことで、生物多様性を再生し、恵み豊かな里地里山の自然を次世代に引き継ぐ。

4 自然再生事業実施計画

○久保川イーハトーブ自然事業 侵略的外来種の排除による溜池環境の保全・再生事業実施計画

(平成21年5月作成、実施者：久保川イーハトーブ自然再生研究所)

5箇所の重点地域を設けて、侵略的外来種(ウシガエル、オオクチバス、アメリカザリガニ)の排除を実施。具体的には、網やトラップ等を使用して排除するとともに、効果検証のためにモニタリングを実施。

【進捗状況】

久保川流域の約300箇所(内、自然再生事業区域内は約250)のため池について、ウシガエル、オオクチバス、アメリカザリガニの存在有無を既に調査済。それぞれの排除(防除)に必要な器具、人材配置、予算処置についても手配済。

くぼがわ
久保川イーハートーブ自然再生協議会



自然再生の対象となる地域(全体構想より)



地域の典型的なランドスケープ



止水性トンボ類(モートンイトンボ)



減少しているサクラソウ



カニ籠で捕獲されたウシガエル



アナゴ籠を利用した外来種排除トラップ



投網による外来種排除作業